

## 水先法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 第一 強制水先の適用区域である関門区における特例の区域を、関門特例区域（関門区の区域のうち港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第五条第一項の規定により国土交通省令で定める区域であつて国土交通省令で定めるものを除いた区域をいう。）とし、同区域において水先人を乗り込ませなければならない船舶を、総トン数一万トン以上の船舶並びに総トン数三千トン以上一万トン未満の船舶及び総トン数三千トン未満の危険物積載船であつて関門区の区域を通過しないものとする。こと。 （第三条関係）
- 第二 この政令は、平成十四年七月一日から施行することとする。こと。 （附則第一項関係）
- 第三 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとする。こと。 （附則第二項関係）